

文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
令和八年十月七日

文京区長
成
澤
廣



文京区条例第四十八号

文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例

文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例（平成三十年三月文京区条例第八号）の一部を次のように改正する。
第五条に次の一項を加える。

3 住宅宿泊事業者が個人であつて日本国内に住所を有しないときは、当該住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、当該届出住宅において営む住宅宿泊事業に関する一切の行為（裁判上の行為を除く。）をする権限を付与した代理人（日本国内に住所を有する者に限る。）を選任しなければならない。

第七条第一項中「次に掲げるとおり」を「文京区の全域」に改め、同項各号及び同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第八条第一項中「、法第三条第一項の届出（以下「届出」という。）をする十五日前までに」を削り、「定めるところにより」の下に「書面を配布し、及び説明会を開催して」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合にあつては、説明会の開催を行わないことができる。

第八条第二項中「届出の際」を「法第三条第一項の届出（以下「届出」という。）の際」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 住宅宿泊事業者は、届出内容に変更がある場合は、規則で定めるところにより近隣住民に周知をしなければならない

ならない。この場合において、第二項の規定は、当該周知に係る報告について準用する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例（以下「新条例」という。）第七条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第三条第一項の規定により行う届出に係る住宅宿泊事業について適用し、施行日前に同項の規定により行われた届出に係る住宅宿泊事業については、なお従前の例による。

3 新条例第八条第一項及び第四項の規定は、施行日以後に住宅宿泊事業法第三条第一項、第四項又は第六項の規定により届出をする者について適用し、施行日前にこれらの規定により届出をした者については、なお従前の例による。

（準備行為）

4 施行日以後に住宅宿泊事業法第三条第一項、第四項又は第六項の規定により届出をしようとする者は、施行日前においても、新条例第八条第一項及び第四項の規定の例により、周知をすることができる。この場合において、当該周知は、施行日以後は、これらの規定による周知とみなす。